

議案第 12 号

かすみがうら市学校教育施設整備基金条例の制定について

かすみがうら市学校教育施設整備基金条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市学校教育施設整備基金条例

(設置)

第 1 条 学校教育施設の整備に必要な経費の財源に充てるため、かすみがうら市学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算に定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上の必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、

期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、第1条に規定する目的に限り全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。